

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	・著作物の利用促進を図る。
法改正を必要とする理由	<p>・著作物の利用促進を図る必要性から、「著作権者不明等の場合における著作物の利用」の条件を明確且つ明文化する必要がある。</p> <p>現行法では、明確になっておらず、且つ「相当の努力」が不明確であり、運用上は相当な費用負担がかかる「努力」になっており、著作権者不明等の場合においては、事実上著作物の利用ができないこととなってしまう。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 第67条</p> <p>・「著作権者の不明その他の理由により、相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは」の条文を改正する。</p> <p>著作権者の不明その他の理由により、その著作権者と連絡することができないときは、次項のいずれかの条件を満たすことにより、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の利用料の額に相当するものとして（以下、同じ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化庁長官の指定する公示の方法をおこなう。</li> <li>2 弁護士・公証人・行政書士の公的証明を取得する。</li> <li>3 インターネット等の情報伝達機関に対し、一定期間公示をおこなう。</li> </ol>
団体名	日本行政書士会連合会

(129)

(130)

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作物の利用を促進するための裁判制度の拡充 裁判制度について、次に掲げる制度拡充を行う。</p> <p>＜例＞1. 著作隣接権に係る裁判制度の導入 2. 現行裁判制度の利用促進のための整備</p>
法改正を必要とする理由	<p>高度情報通信社会において国民が利便を享受するためには、多種多様なコンテンツが様々なメディアに供給されなければならない。公表された著作物の円滑な利用はその有力な方策の一つである。公表された著作物の円滑な利用許諾に資する制度として裁判制度が設けられているが、現時点において本制度が広く利用されているとは言い難い状況にあることから、より利用しやすい制度とするための制度設計が必要である。</p> <p>1. 著作隣接権に係る裁判制度 現行裁判制度は著作権を対象とし、著作隣接権は対象外である。公表後長期間経過した著作物についてその著作権が処理されたとしても、当該著作物に出演する俳優等実演家の著作隣接権の録音権及び録画権の処理がなければ、当該著作物の別メディアでの利用が不可能になる場合がある。映画の著作物については、当該映画への出演を約することで録音権及び録画権の処理がなされたものと解されるが、放送番組をはじめとする他の著作物の場合はこれが妥当しない。</p> <p>著作物の円滑な利用促進のため、裁判の対象を著作隣接権にも拡充する必要がある。</p> <p>2. 現行裁判制度の利用促進 現行の裁判制度において、裁判を受けるためには「相当な努力（逐条講義によれば、新聞・雑誌上の広告その他一般からの協力を求める等）」が要件となっている。この要件が文言上曖昧であるとともに、逐条講義の要求を満たすには相当な時間と費用を要することが予測される。こうした時間及び費用は、公共の図書館や博物館等の業務においては許容し得るとしても、消長の激しいコンテンツビジネスにおいては大きな負担となり、結局はビジネスそのものを中止せざるを得ない場面も生じ得る。</p> <p>アーカイブやデータベースなど一定レベルの網羅性をもってコンテンツを品揃えする必要のある事業をはじめとするコンテンツビジネスや、過去わが国において蓄積された多種多様なコンテンツを再利用するビジネスの活性化は、著作物利用の圧倒的拡大に資するものであり、そのためには、現行裁判制度の要件の明確化や手続きの迅速化が必要である。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 67 条～第 70 条、第 91 条、第 103 条</p> <p>1. 著作隣接権に係る裁判制度の新設 裁判制度の対象を、著作隣接権に拡充するための条項の整備。</p> <p>2. 現行裁判制度の利用促進のための整備 裁判を受けるための要件を明確化し、利用許諾手続きの迅速化を図るための条項の整備。</p>
団体名	財団法人デジタルコンテンツ協会

(129)

## 著作権法改正に関する要望事項

(130)

## 12. 文化庁長官による裁判制度の見直し及び拡充

要望の趣旨	コンテンツ流通の促進のため、著作権に関する裁判制度が活用されるよう制度見直しを行うとともに、著作隣接権についても裁判制度を設ける。
法改正を必要とする理由	eJAPAN でも問題提起されているように、情報化社会の進展にはコンテンツが様々なメディアに供給されることが重要である。本来、コンテンツの多メディア展開は、コンテンツ制作時点の契約で確保するのがもっとも容易な手法であり、基本的には法改正の問題ではなく契約の問題であるが、下記に関しては法制度の整備がコンテンツの利用促進につながる <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 数次利用のための権利処理を制作時点で済ませていない過去のコンテンツについて、利用を望む者が自らの努力で権利処理を済ませるべきであるのは大前提として、著作権(著作財産権)者が不明の場合など、自助努力ではいかんともし難い部分については、文化庁長官による裁判制度がもつと活用されて然るべき。この点現在、裁判制度は、活用されているとはいひ難い。従って、既存の裁判制度が使われていない原因を調査し、活用されるための施策(法改正含む)が必要である。</li> <li>2. 著作隣接権については、裁判制度がない。映画の著作物については、ワンチャンス主義で対応できたが、映画の著作物にあたらない放送番組の場合にはそれがないため、再利用にあたっては改めて著作隣接権者の権利処理が必要である。この点、1で述べたと同様に、自助努力ではいかんともし難い部分を救済するため、著作隣接権にも裁判制度を設けるべき。</li> <li>3. 法改正ではないが、著作権法を所轄する文化庁としては、その他のコンテンツの流通を妨げている事項を取り除き、コンテンツの流通に関して、権利者、利用者双方の利益となる政策(例: 隣接権者の送信可能化権・公衆送信権の集中処理の仕組み整備等)を更に推進していただきたい。</li> </ul>
改正条項及び内容	第 103 条など 既存の裁判制度が使われていない原因を調査し、これを活用するための(制度改正を含めた)施策の検討。 裁判制度に関する第 67 条(から第 70 条まで)の規定を著作隣接権に準用する。
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

(131)

(132)

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>デジタル時代に適応した登録制度の見直し 著作権登録制度について、次に掲げる制度拡充を行う。</p> <p>&lt;例&gt; 1. 登録申請手續の電子化 2. デジタル方式により記述される著作物の登録又は添付</p>
法改正を必要とする理由	<p>著作権法をデジタル・ネットワーク時代に適応させるための法改正が行われているところ、登録制度についても同様趣旨による制度設計を行い、著作権の適切な保護と著作物流通の促進を図ることが必要である。</p> <p>1. 申請手続きの電子化 わが国では現在、電子政府構想等において、政府に対する申請手続きについて電子申請を認めるなど、制度利用者の負担軽減に向けた取り組みが図られている。また、特許制度においては早くから電子申請制度が運用されているが、著作権登録制度については進展がみられない。これに関し、米国著作権局は電子申請を可能とするシステム（CORDS: Copyright Office Electronic, Registration and Deposit System）の開発や実証実験を行っているところである。</p> <p>わが国の著作権登録制度を、国民にとってより利用しやすい制度とするため、電子的方法による申請を可能とする規定の整備、システムの開発等に早急に着手する必要がある。</p> <p>2. デジタル方式により記述される著作物の登録又は添付 デジタル方式でのみ記述される著作物や、第一次的にアナログで表現された著作物をデジタル方式に置換した複製物など、デジタル方式で記述される著作物及び複製物の創出及び流通の機会が増加している。これらデジタル方式で記述される著作物又は複製物は著作権侵害の危険に晒され易いため、創出及び流通の増加に伴い、法的紛争の増加も想像に難くない。現行登録制度は、侵害訴訟等において権利者及び権利起算点の推定には資するが、侵害の存否の立証を容易にするものではない。</p> <p>権利者保護の観点からは、侵害訴訟等における簡便迅速な電子証拠が求められることから、デジタル方式により記述される著作物若しくは複製物それ自体及びそれらのハッシュ値を登録する制度を創設するか、又は、現行の登録申請においてそれらの電磁的記録の添付を認める制度改正を行う必要がある。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第75条～第78条の2 【プログラム著作物特例法も適宜検討】</p> <p>1. 申請手続きの電子化 著作権登録について、文化庁及び指定登録機関に対し、電子的手段による申請を可能とするため条項を整備する。</p> <p>2. デジタル方式により記述される著作物の登録又は添付 著作物若しくは複製物それ自体並びにそれらのハッシュ値を登録する制度の創設、又は、現行の登録申請においてそれらの電磁的記録の添付を認めるため条項を整備する。</p>
団体名	財団法人デジタルコンテンツ協会

(131)  
(132)

### 著作権法改正に関する要望事項

#### 13. デジタル・ネットワーク時代に即した著作権登録制度の見直し

要望の趣旨	<p>デジタル・ネットワーク時代に適応させるため、著作権登録制度について、次に掲げる制度拡充を行い、著作権の適切な保護と著作物流通の促進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録申請手続きの電子化</li> <li>2. デジタル方式により記述される著作物の登録又は添付</li> </ol>
法改正を必要とする理由	<p>(1)問題の所在</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請手続きの電子化</li> </ol> <p>現在の登録制度は、旧態依然としたものであり、現在、わが国で取り組みが行われている電子政府構想等における、政府に対する申請手続きについて電子申請等に比較し、制度利用者の負担が重い。特許制度においては早くから電子申請制度が運用されているが、著作権登録制度については進展がみられない。これに關し、米国著作権局は電子申請を可能とするシステム(CORDS: Copyright Office Electronic, Registration and Deposit System)の開発や実証実験を行っているところである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. デジタル方式により記述される著作物の登録又は添付</li> </ol> <p>デジタル方式でのみ記述される著作物や、第一次的にアナログで表現された著作物をデジタル方式に置換した複製物など、デジタル方式で記述される著作物及び複製物の創出及び流通の機会が増加している。これらデジタル方式で記述される著作物又は複製物は著作権侵害の危険に晒され易いため、創出及び流通の増加に伴い、法的紛争の増加も想像に難くない。現行登録制度は、侵害訴訟等において権利者及び権利起算点の推定には資するが、侵害の存否の立証を容易にするものではない。</p> <p>(2)法改正の必要性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請手続きの電子化</li> </ol> <p>わが国の著作権登録制度を、国民にとってより利用しやすい制度とするため、電子的方法による申請を可能とする規定の整備、システムの開発等に早急に着手する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. デジタル方式により記述される著作物の登録又は添付</li> </ol> <p>権利者保護の観点からは、侵害訴訟等における簡便迅速な電子証拠が求められることから、デジタル方式により記述される著作物若しくは複製物それ自体及び、それらのセキュリティ関連情報(例えばハッシュ値)を登録する制度の創設を検討する。</p> <p>少なくとも、登録申請において著作物の電磁的記録の添付を認めるよう制度改正を行う必要がある。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第75条～第78条の2</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請手続きの電子化</li> </ol> <p>著作権登録について、文化庁及び指定登録機関に対し、電子的手段による申請を可能とするため条項を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. デジタル方式により記述される著作物の登録又は添付</li> </ol> <p>著作物若しくは複製物それ自体並びに、それらのハッシュ値等のセキュリティ関連情報を登録する制度の創設、又は、現行の登録申請においてこれらの電磁的記録の添付を認めるため条項を整備する。</p> <p>併せて、プログラム著作物特例法も同趣旨で改正する。</p>
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

## 著作権法改正に関する要望事項

(株式会社サンライズ一)

要望の趣旨	映画製作者の登録制度の創設
法改正を必要とする理由	<p>映画著作物の著作権の原始的帰属を公示することにより、映画著作物の取引の安全を図る必要がある。</p> <p>映画製作者の登録制度を創設し、著作権の移転登録制度（著作権法第77条）とあわせて活用することにより、映画著作物の著作権の所在が明確になり、映画著作物の流通促進に資する。</p> <p>虚偽登録を防止するため、ベルヌ条約第15条(2)に相当する規定を著作権法第14条に第2項を新設し、当該規定の推定を受けることを登録要件とする。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第2章第10節（登録）に新設</p> <p>第**条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 映画製作者は、自ら製作した映画の著作物について、映画製作者として登録を受けることができる。</li> <li>2. 前項の登録がされている映画の著作物については、その登録に係る映画製作者が著作権を保有するものと推定する。</li> </ol>
団体名	

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	登録制度の有効活用(税関との連携)
法改正を必要とする理由	<p>●登録制度の有効活用(税関との連携)</p> <p>米国では著作権保有者が PTO に著作権登録をした後に税関の知的財産部に著作権登録をすることで税関に侵害品対応をしてもらうという手続きが一般的であると聞いています。一方、日本の著作権登録制度はその法的効力があまりないにも関わらず、受理審査や登録までの期間が長くまた登録免許税がかかる等であまり利用されておらず、これらの登録制度と日本税関との連携した手続き・制度が確立されていないように思えます。実務上日本の水際対策では、著作権の立証には著作者、映像権利者等のすべての関係者の委任状、契約書、著作権を証明するその他の関係書類の提示が個々の侵害品ごとにその都度求められることが多く、非常に煩雑に感じています。日本の著作権登録制度が著作権の権利の所在を立証する証明書を迅速に発行していただく制度となり、税関との連動が為されるように何らかの手続きを条文上明文化していただきたいです。</p>
改正条項及び内容	第 77 条以下
団体名	株式会社小学館プロダクション

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作物の利用者の地位を安定させるために、著作権等の譲受人等に対して使用許諾契約に基づく地位の主張ができる制度を創設すること（使用許諾契約の第三者対抗要件）
法改正を必要とする理由	<p>現在のビジネスソフトやゲームソフトについては、すべてを自社で開発するのではなく他人の著作物を使用許諾契約を締結して利用し、一つの作品を制作する例が増加しています。一方で、著作権を用いた資金調達手段や著作物管理の多様性に伴い権利の帰属について変動が生じる場面は今後一層増加することも予想されます。</p> <p>そこで、著作物の利用を促進するために使用許諾契約に基づく地位を著作権等の譲受人等の第三者に対抗できる制度が必要であると考えます。</p> <p>なお、その要件と対抗できる範囲については様々な議論がありますが、契約関係の存否やその内容は契約当事者しかわからないことが多く、独占的な利用許諾の効力が権利の譲受人にも及ぶとすれば、その権利の活用場面を限定することになり、取引の安全が著しく損なわれる考えます。そのため、独占的な利用許諾の内容を対抗するためには、登録制度等の外形的に判断できる要素を必要とするべきであると考えます（ただし、登録等のコストを考慮し、契約の存否が確知できるに足りる簡易な制度とするべきです）。一方、非独占的な利用許諾の場合には、他の権利の活用を妨げる危険性はないことから、契約書の存在等というより緩和された要件で対抗力を認める制度も可能であると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第63条 63条に以下の内容の条項を追加する。</p> <p>「著作物の独占的な利用許諾は、その登録があったときは、その後その著作物について著作権を取得した者に対し、その効力を生ずる。著作物の非独占的な利用許諾は、（契約書又は利用の外形的事実等があるときは）、その後その著作物について著作権を取得した者に対し、その効力を生ずる。」</p>
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作物の利用許諾について、第三者対抗要件としての登録制度を創設すべきである。
法改正を必要とする理由	<p>先の破産法改正によって、ライセンス契約について対抗要件を備える場合は管財人の解除権は制限されることとなった（破産法第 56 条）。しかし、現行著作権法では、著作物の利用権についての対抗要件制度がないため、ライセンサーが破産した場合や他者に権利が譲渡された場合は、同条の適用は難しく、ライセンシーは利用権を確保できないこととなる。特に、コンピューター・プログラムの場合、当該プログラムの利用権を失うことによってライセンシー保護のために利用権の安定的確保が不可欠である。</p> <p>そのために、著作権法第 63 条 1 項、2 項を前提とした利用権について、対抗要件としての登録制度の創設が必要であると考える。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 77 条第 2 号を新設し、旧 2 号を新 3 号とする。</p> <p>(著作権の登録)</p> <p>第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 著作権の移転（相続その他的一般承継によるものを除く。以下本条において同じ。）又は処分の制限</li> <li>二 第六三条第一項所定の著作物の利用許諾、その移転、変更、消滅（混同又は著作権消滅によるものを除く。）</li> <li>三 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限</li> </ul>
団体名	財団法人 ソフトウェア情報センター

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作物の利用許諾を受けたライセンサーの保護（第三者対抗要件） 著作物の利用許諾を受けたライセンサーを保護するため、著作権法第 63 条に、利用権の登録・公示制度を創設する。
法改正を必要とする理由	著作物の利用許諾を受けたライセンサーには、現行法上、第三者対抗要件がない。このため、ライセンサーが破産した場合や契約時のライセンサーから第三者に権利の移転がなされた場合に、ライセンサーによる当該著作物の継続利用の確保が難しい場面が生じ得る。本年の破産法改正によって、個別の法令において契約に関して第三者への対抗要件を備えた場合には、破産管財人の解除権に対しても対抗できることとなったが（破産法第 56 条第 1 項）、著作権のライセンス契約についての対抗要件制度のない著作権法については上述の破産法の条項は適用され得ない。 また、この問題は従前プログラムの著作物の利用者保護の観点から論じられてきたが、プログラム以外の著作物においても等しく重要であることは明らかである。例えば、デザイン事務所や映像制作会社から許諾を受け正規にキャラクタービジネスを行っている場合、デザイン事務所や映像制作会社の倒産や当該キャラクターに係る著作権の第三者移転にともない、ビジネスの継続が難しくなる場合は容易に想像し得る。 著作物の利用許諾を受けたライセンサーを保護するためには、著作権法第 63 条を前提とした利用権（排他権ではなく、専ら利用する権原）についての登録・公示制度を創設し、利用権を登録・公示した者に対し、当該著作物に係る著作権の譲受人や管財人に對し対抗力を付与するための制度を創設する必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第 63 条 第 63 条の許諾を得た者が、利用権を登録・公示することにより、第三者に対抗することができるようとする条項の整備。
団体名	財団法人デジタルコンテンツ協会

(135)

### 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	ライセンサ破産時の継続的利用権確保  改正破産法によれば、特許権者が破産した場合も特許ライセンス契約の維持を可能とすべく管財人の権利を制限しているが、著作物のライセンスにつき保護対象とされていない。米国では管財人との関係は破産法で規定されており著作権法にも対抗規定があるが、我国でもその必要性がある。現行第77条では担保し切れない。
法改正を必要とする理由	通信サービス提供においては、クライアント側・サーバ側等などでソフトウェアを中心とする様様な著作物が利用されており、管財人の意向で突如この利用が不可能になるとサービス提供側のみならず利用者への影響も多大である。
改正条項及び内容	著作権法第77条  ライセンサ破産時の著作物継続利用権が担保できるように改正する。
団体名	社団法人電気通信事業者協会

## 著作権法改正に関する要望事項

## 11. 倒産時等における利用許諾契約の保護

要望の趣旨	<p>昨年度の文化審議会著作権分科会契約・流通小委員会の報告書における提言の中には、『利用者の保護については、知的財産権全般に通じる制度設計が求められているところであり、著作権制度のみが特別な対抗要件制度を設けることは適当ではないので、他の知的財産における同様の検討を待った上で、整合性のある制度にすべきである』旨が記載されている。</p> <p>現在、産業構造審議会知的財産政策部会流通・流動化小委員会において特許ライセンス契約におけるライセンサーの保護について検討されているが、ライセンス契約の原則保護制度の導入という政策的方向性についておおよその了解が得られた。具体的には、対抗要件の制度としての通常実施権登録制度の改良（簡易化、負担軽減等）に加えて、特許権譲渡時もしくは許諾者の破産時（ライセンス契約解除時）に、譲受人による旧ライセンサーに対する禁止権の行使を制限する制度を導入すべきということである。</p> <p>従って、他の知的財産と整合性のある制度という観点から、特別の要件なくして、原則として利用許諾契約を保護する制度を導入するという方向での法改正が必要である。特にコンピュータ・プログラムについては、実務上、その要請が強い。</p> <p>具体的な改正要望は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当協会が従来から要望して来たとおり、一定の様式を備えた利用許諾契約（電子契約等を含む）が存在すれば、当該著作権の譲受人に対する利用者の対抗力を認める制度を導入すべきである。この制度であれば、利用許諾契約については、特別な要件なくして原則として保護される効果が得られる。</li> <li>(2) 前記契約・流通小委員会の報告書において提言されているように、対抗要件機能として登録制度を導入するのであれば、その登録制度は簡易な手続きとなるようにすべきであるが、登録制度だけでは不十分であるため、登録制度に加えて、利用許諾契約のみで原則保護する制度を併せて導入すべきである。</li> </ul>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>著作権に関する利用許諾契約が増加しているにもかかわらず、この契約における利用者は、著作権が第三者に譲渡された場合に譲受人に対抗することができず、また著作権者（許諾者）が倒産した場合に、管財人に利用許諾契約を解除される恐れがあり、また清算時に著作権が第三者に譲渡された場合に譲受人に対抗することができない。このように利用許諾契約における利用者の地位は非常に不安定という問題がある。</p> <p>特に、昨今ベンチャー企業といった財政的基盤の弱い許諾者が増加し、また大企業に関しても倒産という事態が必ずしもまれではなくなっていることから、今後許諾者の倒産時における管財人による利用許諾契約の解除により、利用者の事業活動に多大な影響を与える恐れが従来以上に想定される。</p> <p>なお、本年の通常国会で改正破産法が成立し、管財人の解除権の制限には第三者対抗要件が必要とされといが、著作権法の場合には、新たに制度を創設しない限り、破産法改正の効果を享受することができないといった問題も存在する。</p>

	<p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上述のような問題を解決するために利用者を保護する制度が必要であり、また他の知的財産と整合性のある制度という観点からも、著作権等に関する利用許諾契約については、特別な要件なくして、原則として保護する制度を導入する方向での法改正が必要である。</p>
改正条項及び内容	<p>新設 特別の要件なくして、原則として利用許諾契約を保護する方向での改正</p>
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	ソフトウェアライセンス契約における第三者対抗要件
法改正を必要とする理由	破産法の改正により、破産者の相手方が、対象となる権利について、登記、登録その他の第三者に対抗できる要件を備えている場合には、破産管財人による解除権を適用しないことになったが、特許、商標のように登録の仕組みができているものはこれで良いが、ソフトウェアにはこのような仕組みができていないためライセンサーが倒産した場合、ライセンシーが当該ソフトウェアを引き続き使用できなくなるおそれは依然として解消されていない。ソフトウェアのライセンス契約は企業において相当な数がなされており、双方の契約のみでは、ライセンシーの地位が極めて不安定である。
改正条項及び内容	<p>著作権法第　　条 文化審議会著作権分科会契約・流通小委員会において議論されたようにライセンシーの保護方式として下記の何れかの法改正を望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 登録制度方式 現行登録制度の改良あるいは簡易な登録制度の創設</li> <li>② 法定実施権方式 権利譲渡時又は改正破産法の解除時に適用されるようなライセンシーを保護する法定実施権制度の創設</li> <li>③ 破産法方式 改正破産法に関してライセンシーを保護するための特例の創設</li> <li>④ 契約等による保護方式 「契約が書面化されている」「公正証書にされている」「確定日付が付与されている」「契約をもとにライセンスが実施されている」等の所定の条件、又は「契約書の預託制度」創設することによるライセンシーの保護</li> </ul>
団体名	ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBmia)

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作物の利用許諾についての第三者対抗手段の創設</p> <p>現行著作権法には、利用許諾を受けている著作物の著作権が第三者に譲渡された場合に、当該第三者に対して、当該著作物の利用許諾を受けていることを対抗する手段がないので、これを創設すべきである。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>現行著作権法には、出版権の登録制度(著 88 条)があるものの、一般的な著作物の利用許諾に係る第三者対抗の制度がない。従って、例えば、著作物の複製、頒布等の許諾を得ている場合において、かかる著作物の著作権がライセンサから第三者に譲渡されると、ライセンシは改めて新著作権者と当該著作物の利用について交渉しなければならなくなり、ライセンシによる著作物を利用した事業の存続が不安定な状態となるため問題がある。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>プログラムをはじめ、キャラクター、映像、音楽コンテンツ等の著作物利用許諾は広く普及しており、高額の利用料が発生するケースもある。またブロードバンド時代を迎え、重要な事業基盤としての活用は更に加速すると考えられる。一方、著作物の利用許諾についての第三者対抗制度を既に法制化している国もある(参照:米著作権法 205 条(e)、米破産法 365 条(n))。著作物の利用をさらに振興するためにも、わが国でもこのような制度を創設する必要があると考える。</p>
改正条項及び内容	<p>書面契約(電子契約を含む)により許諾の事実を証明できる非排他的な著作物利用権は、事後の著作権の譲渡に対抗できることとする。また、著作物利用許諾に係る簡便な登録制度を創設し、書面契約だけではなく、当該登録によっても同様に対抗を認めるものとする。(参考:米著作権法205条(e)、特許法99条、著作権法88条)</p> <p>上記制度は、突然の著作物利用権の喪失による事業損失の軽減を図るため、非排他的な著作物利用権について、実務利便性を勘案した合理的な要件によるミニマムな保護を与えるという観点から創設するものである。</p> <p>独占性、許諾期間、保守・保証義務、再許諾権など、利用許諾契約に付随する特約をどこまで保護するかという問題については、著作権ライセンスに関する契約慣行が業界によって多種多様であることから、慎重に検討していくべき事項であると考える。</p>
団体名	日本知的財産協会

(135)

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作物の利用許諾について第三者対抗力のある対抗要件（登録制度）を創設すべきものと考える。
法改正を必要とする理由	<p>著作物の利用の許諾を受けたライセンシーについて、現行法上、利用権の対抗要件が存在しないため、著作権者が破産した場合、その他権利の移転がなされた場合に、ライセンシーは利用権の確保ができない。コンテンツやプログラムの開発、利用促進に当たって、ライセンシーの利用権の安定的確保は不可欠である。</p> <p>破産法改正によって、ライセンス契約に関して対抗要件を備えた場合には管財人の解除権を排除できることとされたが（破産法56条）、利用権について対抗要件制度のない著作権法の下では同条の適用は難しく、ライセンシーの保護は困難である。</p> <p>そこで、著作権法63条1項、2項を前提とした利用権についての対抗要件制度（登録制度）を創設すべきものと思われる。</p> <p>なお、当連合会では、2003年2月21日付け「倒産時におけるライセンシー保護に関する意見書」において、破産法改正についてライセンス契約保護のため米国破産法365条n項に倣った改正内容（知的財産権のライセンス契約においては、ライセンサーが倒産した場合には対抗要件が具備されていなくてもライセンシーが保護されるよう整備すべきである）とされるよう意見を提出した。しかし、破産法改正においては、対抗要件を備えることがライセンシー保護の要件とされたため、改めて、著作権法において改正破産法の要件を充たすよう対抗要件としての登録を提案するものである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第63条の2</p> <p>前条第1項の許諾を得た者は、その登録をしたときは、その後に当該著作物につき著作権を取得した者に対しても、その許諾を対抗することができる。</p> <p>または</p> <p>著作権法第77条</p> <p>三 第63条第1項に規定する著作物の利用の許諾</p>
団体名	日本弁護士連合会

(135)

### 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	ライセンス契約において、著作権等が第三者に譲渡された場合等のライセンシーの保護を強化する必要がある。
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在 契約により著作物等や特許の使用についてライセンスを取得した場合でも、権利者が破産したり、権利者が当該権利を第三者に譲渡すると、現行の法制度においては、ライセンシー側の保護は無いに等しく、取得したライセンスの行使が事実上不可能となる。</p> <p>(2) 法改正の必要性 デジタルコンテンツにおいては、著作権等や特許をはじめとするさまざまな知的財産が内包されているため、そのうちの一つのライセンスでも実施できないとなれば、コンテンツ総体の流通が不可能となる。コンテンツの流通を活性化し、知的財産を通じて日本の経済、社会の発展を図るとする政府施策の本旨に照らせば、ライセンス契約が権利者側の事情により左右されるようなことのない安定した契約環境の確立が、コンテンツ流通の基盤整備の一環として急務である。</p>
改正条項及び内容	著作権法第 条  ライセンス契約において、著作権等が第三者に譲渡されたり、著作権者が破産した場合、引き続き当該著作物等を利用することについて、ライセンシー側が、著作権等の譲受人や破産管財人に対して対抗できるよう措置する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

(136)

### 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第61条2項の廃止
法改正を必要とする理由	著作権譲渡契約は、企業において相当な数行われているが、全ての譲渡契約において著作権法第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないとこれらの権利は譲渡人に留保されたものとの推定を受ける。企業で行われる全ての譲渡契約においてわざわざこの条項を特掲しなけれならず大変面倒である。
改正条項及び内容	著作権法第61条2項の廃止。
団体名	ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	産業界の取引実態に着目し、譲渡に際して明示的な譲渡意思を表示しない限り、翻訳・翻案権および二次的著作物の利用に関する原著作者の権利は譲渡人に留保されるとする規定を、プログラムおよびデータベースの著作物については適用除外とする。
法改正を必要とする理由	業務上の役務取引において一定の成果（業務）を提供する場合、当該成果に関する著作権の帰属を定める契約を締結する。この際、当該著作権を一定の条件のもと、委託者に移転する旨の合意することがありえるが、その移転合意は取引上、以降の利用は翻案等を含めて委託者の自由にすることを合意したものであり、それを含めての対価の決定が行われているとの理解が相互に成立している。しかし、法 61 条第 2 項は、27 条および 28 条についてこれを特段の意思表示がない限りは、これについては依然として譲渡した者に留保されるとしている。このため、取引界では当該 27 条等をも含めて譲渡する旨の契約条文をさらに締結して対応するが、実際問題として煩雑である。いわゆる文学、音楽などの典型的な文芸に関する著作物であるならば別論、経済活動の一貫として行われる業務取引について当該条文は必要性を感じない。産業界の取引実態からしても、いわゆる情報財に係る著作物、特にプログラムやデータベースといった著作物については除外することが望ましい。
改正条項及び内容	著作権法第 61 条（II） 第 2 項に但書を追加し、プログラムおよびデータベースの著作物を目的とする場合はこの限りではない旨を明記する。
団体名	社団法人情報サービス産業協会

(138)

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作物の利用契約について
法改正を必要とする理由	昨今、著作権ビジネスの契約に関して企業間のルール確立は盛んに論じられておりますが、個人対企業の契約は契約自由の原則のもと実態の認識が甘く思われます。写真制作者（撮影者）は日本では圧倒的に個人制作者が多く、税務上の理由から会社組織へ移行するのが本当の理由です。個人制作者が経済的弱者になるのは自明の理です。このように最初から立場が弱い者との契約に関しては、公正取引委員会などが下請法などで弱者保護の立場を取られておりますが、是非著作権保護の立場からの利用契約を考えて下さい。写真コンテンツの制作者は個人の創意と工夫によるところ多の世界です。個人制作者が活躍できる場を作らないとコンテンツ産業は衰退します。
改正条項及び内容	著作権法第63条
団体名	社団法人日本広告写真家協会

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権等に係る契約について、書面を要するなどの要件を追加する。
法改正を必要とする理由	<p>現行のわが国の著作権法では、著作権等に係る契約に関する規定をわずか二か条（61条及び63条）を設けているに過ぎない。</p> <p>旧著作権法の全面改正作業にあたり、著作権制度審議会第一小委員会は著作権の譲渡の方式等について検討を行っている。しかしながら、譲渡される権利の範囲の限定について解釈規定を設ける必要があると指摘する一方で、著作者保護の見地から、著作権の譲渡契約にあたって文書を求めるとの検討も行われたが、慎重に検討すべきとの指摘にとどまった（『著作権制度審議会第一小委員会審議結果報告』55頁以下）。</p> <p>ところが、現在のデジタル化、インターネットの普及やマルチメディア作品の登場は、現行法の制定当時と比べ、新たな著作物等について多種多様な利用態様をもたらした。著作物等の円滑な流通を図るために、契約書等の書面によって明確な意思表示を示すことが、著作者及び実演家並びに利用者側にとって望ましい。</p> <p>また、国際的に見ても、著作権等に係る契約について書面を求めるなどの要件を定める立法例は、イギリス法（90条3項、191条のB第3項）、ドイツ法（40条）、フランス法（131の2条、212条の3）、イタリア法（110条）、アメリカ法（204条）などの多くの欧米諸国において見られるところである。</p> <p>著作物等の利用の範囲を書面等により明確化させることは、円滑な流通を図るために重要である。この著作物等の円滑な流通と著作者及び実演家の契約上の地位の保護とを図るために、著作権等に係る契約に関する規定について、見直しが必要である。</p>
改正条項及び内容	著作権法第61条及び第63条（著作隣接権に関しては第103条による準用）の規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（C P R A）